



長野県報

9月3日(月)
平成24年
(2012年)
第2400号

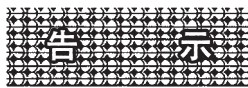
目次

告示

- 地方税法に基づく軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(税務課) 1
- 森林法に基づく保安林の指定(4件)(森林づくり推進課) 1

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(3件)(県民協働・NPO課) 2
- 平成24年度後期技能検定の実施(人材育成課) 3
- 一般競争入札(農業技術課) 4
- 皆伐面積の限度(森林づくり推進課) 5
- 建築基準法に基づく公開による意見の聴取の実施(建築指導課) 6



長野県告示第626号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

平成24年9月3日

長野県知事 阿部守一

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
坂井銘醸株式会社	長野県千曲市大字戸倉1855番地の1	平成24年8月28日

税務課

長野県告示第627号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成24年9月3日

長野県知事 阿部守一

- 保安林の所在場所
長野市鬼無里字上野山3857のヌ、3858の甲のホ、3858の甲のへ、3858の甲のト、3858の甲のチ、3858の甲のリ、3858の甲のヌ、3858の甲のル、3858の甲のヲ、3858の甲のム
- 指定の目的
干害の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第628号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成24年9月3日

長野県知事 阿部守一

- 保安林の所在場所
飯田市千代1483の70、1483の73、1781の145、1781の146、1781の179、1781の180、1781の255
- 指定の目的
干害の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林

づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。

森林づくり推進課

長野県告示第629号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成24年9月3日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林の所在場所
飯山市大字照岡字つるね3873の2、字上上3944の1から3944の54まで、3944の71から3944の95まで
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。

森林づくり推進課

長野県告示第630号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成24年9月3日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林の所在場所
下伊那郡売木村2653の122
- 2 指定の目的
公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び売木村役場に備え置いて縦覧に供する。

森林づくり推進課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年9月3日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年8月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人サポートピアすそばな
- 3 代表者の氏名
笠井 義正
- 4 主たる事務所の所在地
長野市差出南一丁目1番33号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して、自立生活に関する事業を行い、よってノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年9月3日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年8月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人就労支援センターホープ
- 3 代表者の氏名
三澤 準
- 4 主たる事務所の所在地
松本市大字今井1535番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害者の自立を目指して、就労支援及び生活支援を基軸とし、障害者の働く場の開拓、職業訓練、また生活技術習得訓練等を行う。併せて障害者の生活に必要なサービスの提供、障害者・家族等にかかわる相談活動、調査・研究活動、情報提供活動、交流活動に関する事業を行うことにより、障害者・家族等の福祉の増進を図り、もって社会福祉に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課